

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十六年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ケーズデンキ大和高田店

所在地 大和高田市曾大根一丁目一五番三〇号

二 述べられた意見の概要

1 大和高田市の区域内に居住する者

(1) 当該店舗出店に際し、予定地周辺は、閑静な住宅街であり、環境、景観、通風、日照、騒音及び交通安全の面で住宅街に影響を与えると考えられる。周辺の大型電器店にはこのような立地は見られない。

また、開発申請に必要な水利組合の同意については、水路を維持管理する曾大根村水利組合等のみの同意で、サントウン自治会の合意ではないため、周辺住民の合意形成が全く図られていない。

(2) 当該店舗の計画では、敷地西側国道の出入口が二箇所とされているが、周辺住民は日常的にこの出入口が設置される歩道を利用して利用している。子どもや高齢者も多く利用するため、二箇所になると危険が増すことになる。

また、敷地北側には大和高田市道があり、隣接するサントウン自治会の住民が自動車で通行するため、敷地西側国道の出入口が北側近くに設置されれば交通事故が起こる原因となる。

2 大和高田市の区域内に居住する者

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく説明会開催の公告の方法が、新聞を未購読の家庭が増加している中、主要日刊四大紙への折込チラシのみでは不十分である。特に今回の説明会の折込が年末の日曜日であったため、他のチラシの量が多く、気付かずにいた世帯が多く存在する。当日の参加人数が六名であったことから方法が不十分であったことを示している。

今後、トラブルを避けるためにも、大規模小売店舗立地法の指針及び要綱に「隣接する住宅地には回覧板やポスティングで説明会の公告をする。」と付記するよう要望する。

(2) 当該店舗予定地の国道一六六号側に出入口が二箇所計画されているが、一箇所にすることを要望する。

(理由) 平成二十五年十二月十三日付けの大規模小売店舗届出書中、交通への支障を回避するための方策に「周辺交通への影響の少ない国道一六五号を主要な出入口とする。」と明記されているため

東室交差点は、大和高田市内随一の交通混雑地であり、「事故多発地帯」との表示もある。自動車事故を抑止するならば一般通行車両と店舗への来店車両との交錯を第一に考え、国道一六六号側の店舗出入口は、サンプラザ出入口と、隣接するガソリンスタンドの出入口との中間点の一箇所にしてもらいたい。住宅街やコンビニエンスストアからの出入りがあるため、国道一六六号側の出入口が二箇所になると事故が起こる。

また、バイパスを越えた南側にはスーパーマーケット、百円均一ショップやホームセンターがあり、国道一六六号側の店舗前も高齢者や児童が日常的に往来するので、安全を第一に考えると、出入口は一箇所にしてもらいたい。

店舗予定地は、南北の高低差があり、以前はパチンコ店とディスカウントストアが南側に建設されており、来客車両は建物近くの南側に駐車していたため国道一六六号北側からの出入庫は皆無に近かった。

しかし、当該店舗は南北の高低差を無くし、敷地の北側まで建物を建設するため、北側の自動車の出入りが増え、サンプラザの出入口と近いいため、事故が起こる。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十六年四月三十日から同年五月三十日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで